

産業廃棄物の事業場外保管届出書について

項 目	内 容
○保管の届出の対象となる産業廃棄物	建設工事(※)に伴い生ずる産業廃棄物とする。 (※)建設工事とは、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を 含む土木建築工事をいう。
○産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管	面積が300m ² 以上である場所で行われる保管。
○添付書類	保管届出書には、以下の書類及び図面を添付してください。 ・届け出をしようとする保管場所の使用権原を証する書類として、 <u>不動産登記簿 謄本</u> を添付してください。保管場所が借りている土地又は建物である場合は、 <u>不 動産登記簿謄本</u> と併せて <u>賃貸契約書の写し</u> 又は <u>使用承諾書</u> も添付する必要が あります。 ・保管場所の範囲と面積を明らかにできる <u>平面図</u> と <u>付近の見取り図</u> を添付してくだ さい。
○注意事項	産業廃棄物の事業場外保管についても、保管基準が適用されます。 保管基準の内容については、本市HPの「 <u>保管基準</u> 」を参照してください。 http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/hokan_kijun.html

※ご不明の点がございましたら、事業廃棄物課(011-211-2927)へお問い合わせください。